

審 査 要 領

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業における審査、評価及び選定を行うため企画評価会議を置く。本事における採択案件の選定は企画評価会議によって決定するものとし、企画評価会議委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 企画評価会議委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 次のいずれかに該当する企画評価会議委員は、すみやかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその旨を申し出なければならない。

- ① 競争参加者の事業計画書又は研究計画書の中に、何らかの形で企画評価会議委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 企画評価会議委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 企画評価会議委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 企画評価会議委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 企画評価会議委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 企画評価会議委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他事業計画書又は研究計画書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該企画評価会議委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は企画評価会議に当該企画評価会議委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合は、当該企画評価会議委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 第2項により審査の可否についての決定を求められた企画評価会議委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は、その関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 企画評価会議委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその旨を報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。